

世田谷区

生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金



世田谷区では、生活保護世帯から大学などへの進学を応援するために、

返す必要のない奨学金を給付します。

申請者は「**学生本人**」です。
わからないことがある場合は、裏面にある
担当までご連絡ください。

1 対象者

次の（１）～（７）すべてにあてはまる学生が対象です。

- （１）高校を卒業した(※1)年度の3月31日時点で28歳未満であり、**世田谷区から生活保護を受給していた**。
- （２）大学等入学日の時点で、学生本人が生活保護を受給していない（世帯分離を含む）。
- （３）大学などへ入学した後も、**保護者(※2)が世田谷区から生活保護を受給している**。
※生活保護が廃止や停止になった場合でも、国の「高等教育の修学支援新制度」にて、**満額支援（第一区分）**を受給していれば対象となります。
- （４）学生本人または保護者のうち**1名以上が世田谷区民**である。
- （５）高校を卒業した(※1)後、**3年以内**に対象となる**学校(※3)**に入学した（２浪まで）。
- （６）留年していない（休学を除く）。
- （７）大学などに初めて入学する（転入・編入学の場合を除く）。

※1 高等学校卒業程度認定試験を受けた場合は、合格した年度になります。

※2 保護者とは、原則父母のことです。ただし、ひとり親家庭の場合は、高校などを卒業した時または現在同居している親のことです。

※3 対象となる学校

大学、短期大学、高等専門学校（４年生・５年生）、専門学校など、国の「高等教育の修学支援新制度」の確認大学等一覧に載っている学校が対象です。
下記URLまたは右の二次元コードよりご確認ください。

URL： https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



2 対象経費と給付額

次の（１）～（４）の経費のうち、**実際に支払う費用**を支給します。

（１）学費：上限50万円

※授業料・学納金・施設費・実習費等、学校に支払うものが対象です。

※ほかに、返す必要のない学費のための給付金や奨学金などを受給している場合は、学費の合計金額からその分を差し引いた金額が給付対象となります。

（２）教材費：実際に支払う費用

※学校から指定された教材を買うための費用が対象です。

（３）パソコン本体代金：上限10万円

※学校から指定された場合のみ対象となります。（在学中1回のみ申請できます）

（４）通学交通費：上限6カ月通学定期代×2回分



3 手続きの流れ ※手続きはすべて学生本人が行ってください。

申請

学生本人がオンライン・郵送または窓口で申請してください。
詳しくは「4 申請」をご覧ください。

《申請期限》

令和8年10月31日（土曜日）必着

結果のお知らせと振り込み

書面で審査結果をお知らせします。
奨学金の対象と認められた場合は、
学生本人の口座に奨学金を振り込みます。

《支給時期》

申請受付から3週間程度（※）

※書類に不備がある場合は3週間以上かかります。

アンケート

申請内容に変更が生じていないかを
確認するために、アンケートを実施
します。必ず回答してください。

《実施時期》

令和8年10月頃

変更

※申請内容に変更が生じた場合のみ

奨学金を受け取った後に、申請内容に
変更が生じた場合は、変更の手続きが
必要です。
詳しくは「6 変更」をご覧ください。

《申請期限》

令和8年12月21日（月曜日）必着

実績報告

期日までに、今年度の学んだ内容や
翌年度の予定などを、オンライン・
郵送または窓口にて報告してください。

《報告時期》

令和9年3月（※）

※詳しくは、別途対象者にお知らせします。

4 申請

●受付期間 <第3回> 令和8年10月1日（木曜日）～10月31日（土曜日）必着

●申請方法 学生本人がオンライン・郵送・窓口のいずれかの方法で手続きを行ってください。

- (1) オンライン手続きの場合
下のフォームより申請してください。
- (2) 郵送・窓口の場合
下の「問い合わせ・提出先」へご提出ください。
※窓口の場合は、事前に電話予約してください。

《新規申請フォーム》

<https://logoform.jp/f/PEbTv>



●提出書類

必要な書類	様式・書類の例	注意事項
☐ 申請書兼請求書	様式あり	オンラインで申請する場合は不要です。
☐ 本人確認書類	マイナンバーカードのコピー、健康保険証のコピー等	「氏名」「生年月日」「住所」がわかるように提出してください。
☐ 在籍状況がわかる書類	学生証のコピー、在学証明書のコピー	
☐ 奨学金の受取を希望する口座情報がわかる書類	通帳のコピー、キャッシュカードのコピー	学生本人名義の口座に限りです。ゆうちょ銀行の場合、通帳のコピーを提出してください。
☐ 対象経費の内容がわかる書類	学費の納入通知書、教科書一覧、パソコンの領収書、定期券のコピー等	教材・パソコンは、学校からの購入指示がわかる書類を提出してください。
☐ 授業料等減免額または支援区分がわかる書類	奨学生証、授業料等減免額の決定通知等	国の「高等教育の修学支援新制度」を利用している場合は提出してください。
☐ その他返す必要のない減免制度や奨学金等の内容がわかる書類	奨学金の通知等	国の「高等教育の修学支援新制度」における給付型奨学金の内容は提出不要です。

●問い合わせ・提出先

世田谷区子ども・若者子ども家庭課 給付型奨学金担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階
電話番号：03-5432-2569
受付時間：（平日）8時30分～17時15分 ※祝・休日・年末年始除く

5 「東京都母子及び父子福祉資金」就学支度資金・修学資金を利用している場合

この奨学金を受けることで、貸付金の総額を減らすことができます。
結果のお知らせが届いたら、すぐに、貸付を相談している各総合支所の子ども家庭支援課にご連絡ください。

6 変更 ※申請内容に変更が生じた場合のみ

奨学金の支給を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。
学生本人が「10担当」へご連絡ください。

《変更申請が必要な例》

- ・保護者の生活保護の受給状況が変わった
- ・後期分の授業料について、国の「高等教育の修学支援新制度」の支援区分の変更に伴い、減免額が変わった
- ・新たに教材を購入したので、追加で申請したい
- ・引っ越しをして住所が変わった など

7 実績報告

年度末に、今年度学んだ内容や単位の取得状況、翌年度の進路（進級・就職・編入など）などについて学生本人が報告してください。※報告方法や期日の詳細は、別途対象者へお知らせします。

●報告方法

オンライン・郵送・窓口のいずれか

●報告期限

令和9年3月（※） ※詳しくは別途対象者にお知らせします。

●注意事項

期日までに実績報告が無い場合、奨学金の支給は取り消しとなります。必ず、期限までに報告してください。

8 翌年度も継続して奨学金を利用する場合

翌年度も対象要件を満たしている場合は、引き続き奨学金の支給を受けることができます。
継続して奨学金の支給を受けたい場合は、学生本人が継続申請の手続きを行ってください。

《継続申請ができない例》

- ・学生本人、保護者ともに世田谷区外に転居した。
- ・留年した。
- ・退学した。
- ・保護者の生活保護が停止または廃止となり、かつ、国の「高等教育の修学支援新制度」で「満額支援（第Ⅰ区分）」を受けていない。 など

Q 1 現在2年生です。1年生の時の学費や次年度以降の学費も対象になりますか？

A 1 対象になりません。申請した年度の学費等が対象となります。

次年度の学費等については、継続申請の手続きをすることで、奨学金を受けることができます。

※対象要件の確認は毎年行います。

※継続申請の受付時期は翌年度の4月です。

Q 2 通学交通費の上限「6か月通学定期券代×2回分」ってどういう意味ですか？

A 2 通学区間の定期券を一番安く購入した時の金額を上限としています。

例) 3カ月定期券：20,000円、6か月定期券：35,000円 の場合、同じ12カ月分でも、3カ月定期券を4回買うと80,000円、6か月定期券を2回買うと70,000円となり、6か月定期券を2回購入した方が年間で10,000円安くなります。

そのため、奨学金の対象経費として申請できるのは、3カ月定期券を4回購入している場合でも、6カ月定期代を2回分の金額（70,000円）までとなります。

Q 3 国の「高等教育の修学支援新制度」を利用していない場合でも、この奨学金は対象になりますか？

A 3 対象になります。この奨学金の対象となる方は、国の「高等教育の修学支援新制度」も利用できる可能性があるので、ぜひお申し込みください。

Q 4 4月に1年分の奨学金を受け取りましたが、10月で退学することになりました。

奨学金を返す必要はありますか？

A 4 退学するまでに支払った費用を返す必要はありません。

ただし、退学したことで支払わなかった費用（例 後期分の学費、教材費、通学交通費）は返していただきます。

Q 5 休学した場合は、対象外になりますか？

A 5 休学期間中の費用は対象外です。復学した場合は、復学した時点から対象となります。

そのほか、わからないことがある場合は、
下の担当までご連絡ください。



10 担当（問い合わせ・申請先）

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 給付型奨学金担当

〒154-8504 世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階

電話番号：03-5432-2569

受付時間：（平日）8時30分～17時15分（祝・休日・年末年始除く）

区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/11232.html>

